

ID: 739

担当部署: 行政改革推進課

処分の概要	行政財産の使用許可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第9項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第238条の4第9項の規定による。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日